

告 示

埼玉県告示第千八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、備前渠用水路土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	島田 久美子	埼玉県熊谷市妻沼台二十五番地二